

平成27年度小松島市事務事業評価シート

■事業の位置づけ（基本事項）				整理番号	5 - 2 - 12
事務事業名	社会福祉憲章条例事業（民間移譲分・身体障がい者）（繰越）			担当課係	市民生活課 公共交通・生活支援担当
総合計画上の位置付け	大項目	2. 「安心」のまちづくり		記入担当者	
	中項目	①その人がその人らしく住める地域社会		内線等	
	小項目	1. 弱者に配慮した優しいまちづくり		E-mail	
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）			事業区分	経常事業
事業予算費目	款	3	民生費	項	1
	目	91	社会福祉総務費（繰越明許費）	事業	12
開始年度	昭和 52	年度	根拠法令・要綱等	小松島市社会福祉憲章条例	

事業の対象	（誰の、何のために事業を実施するのか） 本市に住居登録があり、身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けている者、知的障がい者で療育手帳の交付を受けている者、精神障がい者であって精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。
事業の目的 （意図）	（事業実施によってどういう状態にしたいのか） 障がい者の方の日常生活における利便性の向上を図り、社会生活に参加しやすい環境を作る。
事業の内容 （内容・手法等）	（どういった仕事の内容で、どのような手法・手順で実施しているか） 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を確認し、優待証に1年以内に撮影した写真を添付し交付。併せて、1セット16枚つづりのバス乗車無料券を1回につき最大10セットまで交付する。 また、一種の手帳の交付を受けている者は、介助者1名まで無料としている。
事業の背景 （経緯等）	（事業開始の背景やこれまでの経緯） 平成26年度までは市営バス路線のみが対象だったが、平成27年度からは徳島バス路線についても適用範囲を拡大した。

■事務事業の業績・推移（目標・実績）

成果指標	指標名			指標の説明				指標化できない成果
	優待証の発行枚数			市民生活課窓口において発行した優待証の枚数				
	単位	H26	H27	H28	H29	目標年度 目標値		
枚	目標	42	47	115				
	実績	66	117					
	達成度	157.1%	248.9%					

活動実績・参考となる指標	指標名	単位		H26	H27	H28	H29	指標の説明
	バス乗車無料券の利用実績（徳島バス路線）	計画	人					
実績				9,650				
バス乗車無料券の利用実績（移譲路線）	計画	人						無料券によりバスを利用した延人数
	実績			8,077				
	計画							
	実績							
	計画							
	実績							

■事務事業に係るコストの業績（目標・実績）

（単位：円）

		26年度決算	27年度決算	27年度予算	28年度予算		
全体コスト（円）	関連事業費	A 直接事業費	3,535,000	2,494,780	3,513,000	2,820,000	
		財源内訳	国県支出金		1,364,000		
			地方債				
			利用者負担				
			一般財源	3,535,000	1,130,780		
	B 人件費 ①×②	461,098	554,501				
	単位コスト	活動指標の説明	職員平均人件費①	6,587,111	5,545,011		
			従事した割合②/人	0.07	0.10		
			A + B	3,996,098	3,049,281		
		活動指標1単位当たりコスト		172			
	市民一人あたりのコスト	99	76				

■事業を取り巻く環境

国・県・他団体の動向や環境変化と今後の予測	(社会状況、法改正、規制緩和、周辺の状況等や今後の予測) 徳島市や鳴門市も障がい者に対し、バスの無料優待制度を実施している。
事業に対する住民の意見	(意識調査・議会質疑等、事業に対する期待・要望・苦情など) 平成27年度より市移譲路線に加え、徳島バス路線のうち徳島駅から小松島市内の区間についても適用範囲を拡大したが、更なる範囲の拡大を望む声もある。

■項目別評価・今後の課題

評価項目	評価結果 (該当にチェック)	判断理由・評価コメント (具体的に記入すること)
必要性 (市民ニーズ)	<input type="radio"/> ① 必要性が高い	障がい者の社会参加を促進するためにも、公共交通としてのバスの無料乗車制度を実施することは必要性がある。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば必要性がある	
	<input type="radio"/> ③ 必要性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 必要性がない	
妥当性 (市で行わなければならないか)	<input type="radio"/> ① 市が行わないといけない	小松島市社会福祉憲章条例で定められている項目であるため、市が実施する必要がある。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば市で実施	
	<input type="radio"/> ③ 必然性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 必然性がない	
効率性 (事業の手法は効率よいが、コスト削減の余地はないか)	<input type="radio"/> ① 効率的である	老人の優待事業と一体で行っており、効率性は高い。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば効率的	
	<input type="radio"/> ③ どちらかといえば非効率的	
	<input type="radio"/> ④ 非効率的	
緊急性 (他事業に優先し、実施する必要があるか)	<input type="radio"/> ① 緊急性が高い	障がい者の社会参加に資する事業であり、優先度は高い。
	<input type="radio"/> ② 比較的緊急性がある	
	<input type="radio"/> ③ 緊急性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 緊急性はない	
成果 (目的の達成状況)	<input type="radio"/> ① 成果が上がっている	利用範囲の拡大や介助者も無料としたことにより、交付件数も増えており、障がい者の外出の機会の創出に役立っているといえる。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば上がっている	
	<input type="radio"/> ③ どちらかといえば上がっていない	
	<input type="radio"/> ④ 成果は上がっていない	
今後の課題	障がい者の社会参加のための移動手段の確保を図る事業であり、継続していく必要がある。	

■一次評価 (評価点は目安とし、総合的な評価をすること)

評価	事務事業の方向性	1 拡 充 す る	80 点 以上	評価点による判定	判定に至った理由
		2	2 現状のまま継続する		
	3 改善・効率化し継続	40～59点	2		
	4 終期設定し終了	20～39点			
	5 完了・休止・廃止	19点以下			

■改善・効率化の方向性 ※一次評価の判定が3の時は、必ず記入すること。

【具体的な改善等取組内容 (方向性・対象・手段等について記述)】

■二次評価 (所管担当の一次評価を、総合評価し判定すること)

評価	事務事業の方向性	1 拡 充 す る	判定説明
		2	
	3 改善・効率化し継続		
	4 終期設定し終了		
	5 完了・休止・廃止		